

# 産業建設常任委員会記録

平成26年3月20日

【開催日】 平成26年3月20日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時32分～午後2時

【休憩時間】 午後1時45分～午後1時53分

【出席委員】

委員長	松尾数則	副委員長	河崎平男
委員	大井淳一朗	委員	杉本保喜
委員	中島好人	委員	長谷川知司

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義	副議長	三浦英統
----	------	-----	------

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

局長	古川博三	庶務調査係主任	角紀子
----	------	---------	-----

【審査事項】

- 1 労働者の雇用の安定を求める意見書について

---

午後1時32分 開会

---

松尾数則委員長 それでは産業建設常任委員会を開催いたします。本日は意見書として出ております労働者の雇用の安定を求める意見書をどういう形で提出するのか本委員会で話し合おうと思ひまして、皆さんに集まっていただきました。この原案のほうは大井委員と局長のほうでこのようにできております。お手元にきのうメールか何かで送られてきていると思ひますが、内容を見ていただいて、もう恐らくごらんになって理解もしていただけていると思ひますので、この中でこれはおかしいのではない

かという意見があれば、言っていただいで私はできればこの格好で行きたいと思っています。

中島好人委員 全員一致での状況をつくっていきたいということで事前に会派でまとめてほしいという話もありましたので、忙しい中、きょう議員団で会議の場を持ちました。一定の評価はできるけど、私たちもいろいろと勉強し、調査した結果、去年からこういう話が出ていたが、一旦お釈迦になったものをまた盛り返してというような状況になっているんですよ。結局、賃金とか時間外とかをなくしていこうと。労働時間と賃金をかけ離して残業時間を取らないで実績でお金を払うという形になってきているので、この問題についてはそういうことの導入については反対すべきだ。しかし、それを反対ということを出すと全体的に賛同を得ないので1項、そのまま制度の普及などの労働規制の緩和に当たっては慎重な対応をすることで導入に当たってはということになるので1項を削って改善に向けて法改正を行うという2項を残していくべきではないかというのが議員団での結論です。

松尾数則委員長 導入を諮っていくという意見書ではない。

中島好人委員 導入制度のことが書いてある。制度の普及など労働規制の緩和に当たっては慎重に対応することとあるので、制度の導入そのものについては触れないほうがいいのではないかとということで、1項を削ったほうがいいということが議員団での思いです。

松尾数則委員長 そうすると前回県が出した意見書と似通っています。

大井淳一郎委員 中島委員が言われるのは恐らく1番のこういった制度は導入すべきではないという考えからすればそれを認めた上で慎重な対応をすることという表現がそぐわないのではないかと御意見だと思います。その一方で全く導入すべきではないことからすれば私の立場から言うと

そこまで踏み込んで意見書は書けないということで今回出させていただいたんですが、ただ2項目だけ残すとなると1項をのけると骨を抜いてしまうような形に思えてなりません。それともう一点は県のような表現だと結局、要請書を出された方の意図とちょっとかけ離れてしまうのではないかと。県は何らかの形で出さなければいけないということでこの形で落ち着いたと思いますが、そこは1項を取るとするか1項の表現を中島委員の意図に少し配慮したような形がいいのかなというのが私の今の意見です。

杉本保喜委員 会派誠風のほうはこの原案を持ち帰ってみんなに話をしました。一応了解いただきました。この原案について了解いただきました。

河崎平男副委員長 私も改進で原案をもらって協議した中で、これでいいと確認を取りましたので、「ホワイトカラー・イグゼンプション」、「限定正社員」、「解雇の金銭解決制度」についても事務局が提出された注釈に沿って説明もいたしましたので、会派ではこれでいいと了解をいただきました。

中島好人委員 そのものを対比して検討した結果、原案のとおりになったと言えどもまだしもそういう考えではなくて、対比ではなくてそのものを見てというならいいのではないかとということになろうかと思いますが。

長谷川知司委員 市民クラブもこのままでいいということで了解いただいております。

松尾数則委員長 結果的にこういう流れがあって認めたという流れではなくて、基本的に「解雇の金銭解決制度」とか「ホワイトカラー・イグゼンプション」等を含めてもう少し慎重に取り扱えよと。

中島好人委員 だから、導入しないことでいいのではないかと。

松尾数則委員長 導入しないことというのはちょっと……。(発言する者多数あり)

中島好人委員 それなら、それに変わることは。

松尾数則委員長 いただいている意見書、陳情書は基本的にはそういうことはやめなさいという内容ではなかった気がしましたが。(発言する者多数あり)

杉本保喜委員 要請書の1項に行うべきではないことと書いてあります。

松尾数則委員長 共産党さんからいろいろな意見が出ましたが、ただ、できれば当初から申し上げておりますように全員一致という形を取りたいと思っております。

大井淳一郎委員 私もそう思いますので、中島委員が言われた意見を配慮しなければいけない。

中島好人委員 「解雇の金銭解決制度」、「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入、「限定正社員」制度は雇用の安定に重点を置き、慎重な対応をすることで、制度の普及など労働規制の緩和に当たってはとか、こういう流れに沿ってだから、制度の後に「は」を入れる。

松尾数則委員長 限定正社員制度は雇用の安定に重点を置き慎重な対応をすること。

大井淳一郎委員 それであれば「解雇の金銭解決制度」、「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入、「限定正社員」制度については導入の是非を含めて慎重な対応をすることという感じでいいですか。

杉本保喜委員 全体的にはその形でいいと思います。だから、導入とか制度の普及とかそういう言葉をのけて項目だけにしてそういう項目に対しては慎重に対応するという内容だったらいいと思います。（「導入を含めて」と呼ぶ者あり）するか、しないか。するならそういう内容かを含めて。

大井淳一郎委員 中島委員が言われるように制度を導入した上で運用面で慎重な対応するというより、今僕が言った導入の是非も含めた慎重な対応だったら、それは導入するかしないか、その入り口から慎重にしてくれということで、実際にやられるかどうかを生かさないといけない。そういう形でどうかなあと思うのですが。

松尾数則委員長 暫時休憩します。

---

午後 1 時 4 5 分 休憩

---

---

午後 1 時 5 3 分 再開

---

松尾数則委員長 それでは休憩を解きまして委員会を再開いたします。今局長のおかげで立派な文書を作成することができました。この文書でいかがかなということで基本的には各会派とも全員一致が取れるような内容での文章となっておりますので、何度も申し上げますが、全員一致ということをして・・・。

杉本保喜委員 前にあった文章で雇用の安定に重点を置きというのは載せていいの。雇用の安定に重点を置きというのは大事な言葉ではないかなあ。

大井淳一郎委員 これは文章が長くなるからというところもありますし、後は言われるように制度の導入をした上で運用面で雇用の安定に重点を置くという意味合いがありますので、先ほど中島委員の意図を酌むならば是非を含めて雇用の安定に重点を置くといいのがよろしいかと。

中島好人委員 杉本委員が言われるのもわかるんですが、これは入り口のところで是非を含めて慎重な対応をなささいということですから、導入する意向の際にはその辺のところもなるが、僕はこれですっきりしたほうがかえっていいのではないかというふうに思います。前の文書よりはこちらの文書のほうが曖昧なところでは雇用を重視してやれという話になるかと思います。これは早い話やめるという意味合いも含めているから、やるかやらないか。

大井淳一郎委員 そこから始めてやってみようということだと思います。

松尾数則委員長 「解雇の金銭解決制度」、「ホワイトカラー・イグゼンプション」、「限定正社員」制度については、導入の是非を含めて慎重な対応をすることで、違和感はあまり感じないですが、どうでしょうか。

中島好人委員 これで2につながっていくからいいと思います。

大井淳一郎委員 委員長のほうで原文を読み上げていただいて、これが委員会提出意見書案となります。（「ここで練習しておいたほうがいい。」と呼ぶ者あり）

松尾数則委員長 それでは読み上げさせていただきますので、ゆっくり読みますので聞きながら内容を確認していただきたいと思います。（「お願いします」と呼ぶ者あり）労働者の雇用の安定を求める意見書。我が国は、働く者のうち約9割が雇用関係の下で働く「雇用社会」であり、この「雇用社会日本」の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要である。そうした中、政府内に設置された経済財政諮問会議、産業競争力会議及び規制改革会議では、「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入、「限定正社員」の普及や労働者派遣法の見直しなど

といった議論がなされている。本市は労働者の街として発展してきた経緯もある。労働者保護のルールが後退となるような議論については、慎重に取り扱うべきものと考えます。以上の理由から、地方自治法第99条の規定により、以下の意見を提出する。記 1 「解雇の金銭解決制度」、「ホワイトカラー・イグゼンプション」、「限定正社員」制度については、導入の是非を含めて慎重な対応をすること。2 低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うべきこと。平成26年3月25日山陽小野田市議会。以上です。

大井淳一郎委員 委員会提出議案としてこれでいいかということをご確認ください。

河崎平男副委員長 訂正の案文については会派には了解してもらおうということで、全会一致ということで諮るんですね。確認だけです。

松尾数則委員長 それでは、産業建設常任委員会の皆さんの賛否を取りたいと思いますが、いかがでしょうか。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

松尾数則委員長 全員賛成ということで、この意見書は全会一致で提出したいと思っております。ありがとうございました。以上で産業建設常任委員会は終わりたいと思います。

---

午後2時散会

---

平成26年3月20日

産業建設常任委員会委員長 松尾数則